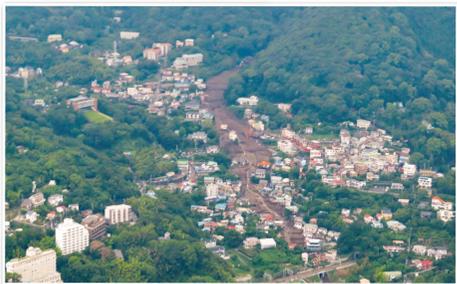


## ■ 盛土規制法の概要

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制(旧「宅地造成等規制法」を抜本的に改正、R4.5月公布、R5.5月施行)



R3.7月 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

### 盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針

#### 1. スキマのない規制

盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可対象に

#### 2. 盛土等の安全性の確保

災害防止のために必要な許可基準を設定し、基準に沿って安全対策が行われているか確認

#### 3. 責任の所在の明確化

土地所有者等の責務を明確化し、必要に応じて是正措置等を命令

#### 4. 実効性のある罰則の措置

罰則の水準を強化(最大で懲役3年以下、罰金1000万円以下、法人重科3億円以下)

## ■ 規制区域のイメージ

### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア  
〔県土の約3割〕

### 特定盛土等規制区域

地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア  
〔県土の約7割〕



・中核市である山形市も同様の考え方で調整中

## ■ 都道府県知事の権限

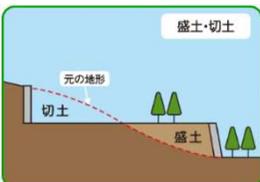
山形市を除く県内全域について、

- ・規制区域の指定(おおむね5年ごとに基礎調査を実施し、更新)
- ・盛土等の許可申請の技術的な審査・許可
- ・監督処分・改善命令

- ・都市計画法に基づく開発許可は盛土規制法の許可を得たとみなされる
- ・このため、開発許可権限を有する4市(米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市)においては、開発行為の審査において盛土等の安全性の確認や、中間検査を併せて実施

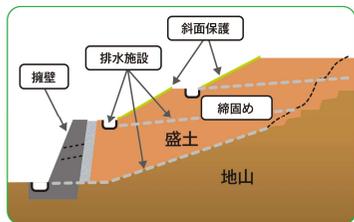
## ■ 許可が必要となる盛土等の例

赤字文字: 宅地造成等工事規制区域  
緑文字: 特定盛土等規制区域



- ・盛土で高さが **1m超 2m超** の崖を生ずるもの
- ・切土で高さが **2m超 5m超** の崖を生ずるもの
- ・盛土又は切土をする土地の面積が **500㎡超 3,000㎡超** となるもの 等々

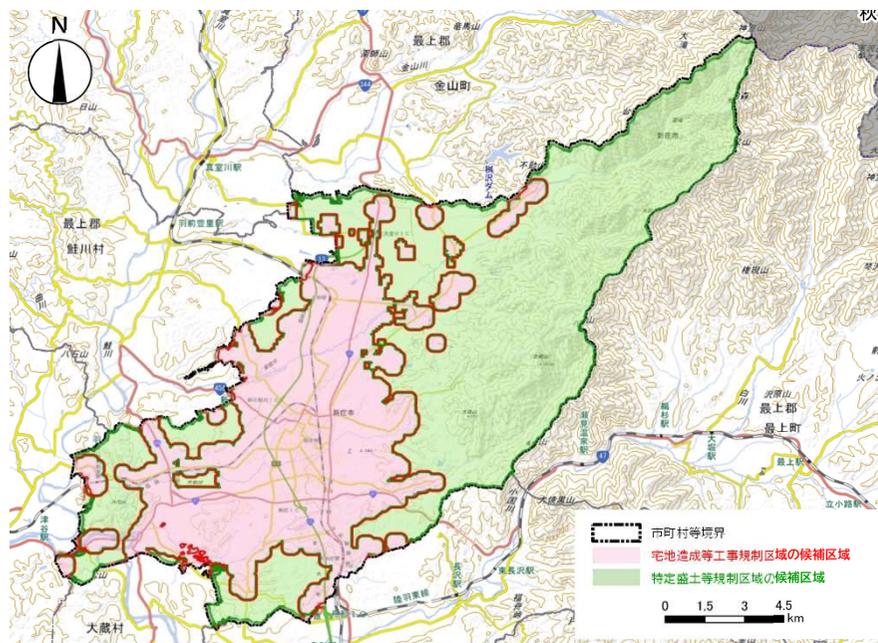
## ■ 盛土等の安全基準



- ・擁壁などを設置
- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・盛土の締固めや斜面保護を確実に実施 等



## ■ 規制区域の指定イメージ(新庄市の例)



## ■ スケジュール

	R5	R6	R7~
規制区域	区域指定に向けた基礎調査 ● 市町村との調整	● 9月定例会 冒頭報告 ● パブリックコメント ● 市町村長意見聴取	● 4月 規制区域指定 ● 条例改正(手数料) ● 定期的なパトロール ● 許可等の審査(4総合支庁)
既存盛土		● 現地調査 ● 既存盛土調査	● 既存の盛土 ● 箇所の公表

## ■ 既存盛土等の調査



- ・過去に造成等が行われた盛土等を調査し、所在地等を県HPで公表

## ■ 隣県市の規制区域指定状況・予定

○指定済み

- 福島県: 令和6年3月26日(西郷村・矢祭町)
- 令和6年6月28日(白河市)
- 令和6年9月24日(中核市・上記除く市町村)
- 福島市: 令和6年9月1日

○指定予定

- 秋田県: 令和7年5月(予定)
- 宮城県: 令和7年5月(予定)
- 新潟県: 令和7年度中(予定)
- 山形市: 令和7年4月(予定)
- 仙台市: 令和7年5月まで(予定)